

徳島県公安委員会規則第12号

生活安全警察関係の行政処分に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年8月20日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

生活安全警察関係の行政処分に関する規則等の一部を改正する規則

(生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部改正)

第1条 生活安全警察関係の行政処分に関する規則(昭和48年徳島県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号を次のように改める。

(1) 認定の番号又は探偵業開始届出書の受理番号
(警備業法施行細則の一部改正)

第2条 警備業法施行細則(平成18年徳島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条の2第2項ただし書を次のように改める。

ただし、競輪場その他の公営競技場で警備業務を行う場合は、警戒棒を携帯することができるものとする。

別記様式第1号中「認定証」を「認定」に改める。

別記様式第2号中「認定証」を「認定の」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号 削除

別記様式第4号中「認定証」を「認定」に改め、「交付」を削る。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第3条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成19年徳島県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第12条中「第17条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第13条中「第17条第3項」を「第21条第3項」に改める。

第14条中「第18条」を「第22条」に改める。

第14条の2中「第19条の2第2項」を「第24条第2項」に改める。

第14条の3中「第19条の2第3項」を「第24条第3項」に改める。

第14条の4中「第19条の3」を「第25条」に改める。

第17条中「第20条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第23条中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改める。

第28条中「第29条第1項」を「第36条第1項」に改める。

第29条中「第30条」を「第37条」に改める。

第36条第1項の表の左欄中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の警備業法施行細則別記様式第4号による警備業務従事証明書は、この規則による改正後の警備業法施行細則別記様式第4号による警備業務従事証明書とみなす。